

売買契約書兼重要事項説明書
(特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)

【商品・金額】

商品名	種目	数量	課税対象額	消費税	合計金額

【確認事項】

確認事項	①上記の福祉用具につき、取扱説明書を受け取りました。	㊟
	②実際に操作してみながら、操作方法の説明を受けました。	
	③使用上の注意事項につき、説明を受けました。	

【運用規定の概要】

事業所名	㈱ハンドベル・ケア千葉営業所	介護保険事業者番号	1271200683
所在地	千葉県松戸市新松戸1-245	サービス種類	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
管理者	藤崎 征史 (専門相談員兼務)	電話番号	047-348-2051
緊急連絡先	080-6843-6783	FAX番号	047-348-2052
相談・苦情窓口	㈱ハンドベル・ケア千葉営業所 担当 管理者 又は各市町村介護保険課		
通常の 事業実施地域	松戸市、流山市、柏市、野田市、市川市、我孫子市、三郷市、越谷市、白井市、印西市	営業日	月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～13:00
人員	管理者 1名、専門相談員 2名	休業日	日曜・祝日 12/30～1/3

(1) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法及び利用料金

- ① 利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定されかつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に、文章を示し、その機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売に係わる同意を得るものとする。
- ② 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具の機能、安全性に配慮し、納入の日時については可能な限り、利用者又はその家族の希望に応じます。
- ③ 利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等の説明を行い、故障発生時には速やかに対応します。
- ④ 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を提供した際、購入に要した費用の支払いを受ける。
- ⑤ 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具に係る費用の支払いを受けた場合は、事業所の名称、提供した特定福祉用具・特定介護予防福祉用具の種目、品目の名称、費用の額等を記載した証明書、領収書及びパンフレット、その他概要を記載した書面を利用者に対し交付する。
- ⑥ 提供した具体的サービスの内容を記録すると共に、利用者からの申し出があった場合には文章の交付やその他適切な方法により、その情報を提供する。
- ⑦ 居宅サービス計画に特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように措置をし、居宅サービス計画が作成されていない場合は、特定福祉用具購入時の申請時に特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類を確認する。

(2) 取り扱い品目

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③排泄予測支援機器 ④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽
- ⑥移動式リフトの吊具の部分 ⑦固定用スロープ ⑧歩行器(車輪・キャスターが付いている歩行車は除く)
- ⑨歩行補助杖(松葉杖を除く)

(3) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等への連絡を行うと共に、必要な措置を行う。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

(4)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 利用者及びその家族の方より苦情があった場合は、ただちに専門相談員が相手方に連絡をとり、直接訪問して、詳しい事情を聞くと共に製造メーカー、担当者からの情報とあわせ、事実関係を明確にする。
- ② ②調査の結果、改善、修理、変更等の必要性が生じた場合には、直ちに対応を図り、今後同様の問題が発生しないように改善策を講じる。その結果を利用者及びその家族に連絡、説明する。
- ③苦情の内容及びその対応について記録し、再発がないように従事者全員に留意させる。

(5)守秘義務

- ① 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守いたします。
- ② 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の個人情報を、第三者に開示・漏洩いたしません。
- ③ 従業者であった者にも同様に秘密保持させる施策を講じます。
- ④ 以下の事由により、情報提供が必要な場合、当該重要説明の同意をもって情報提供させていただきます。
 - ◎ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者等、介護保険上、サービス担当者会議等で、利用者の心身の状況の把握等に情報を用いる必要がある場合に限る。

(6)業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

(7)虐待の防止について

事業所は高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援する為、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等の為に以下に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動および虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めます。
- ②ご家族の擁護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

(8)その他

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社ハンドベル・ケアと事業の管理者との協議に基づき定めるものとします。

私は、本書面に基づいて売買契約を締結し・重要事項説明を受け、内容を理解し特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の説明を受けました。

令和 年 月 日

購入者

介護度:

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

購入者の代理人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

購入者家族の代表(続柄 _____)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

販売者

住 所 千葉県松戸市新松戸1-245

氏 名 株式会社 ハンドベル・ケア 千葉営業所 (印)

説明者名 (印)